

**西中学校等複合施設の整備運営内容に対する  
パブリック・コメントの手続きの実施結果について**

**1 意見募集期間**

- (1) 議会 平成26年10月17日(金)～11月28日(金)
- (2) 市民 平成26年10月17日(金)～11月14日(金)

**2 意見募集の周知方法**

広報はだの11月1日号及び市ホームページ

**3 整備運営内容の公表方法**

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 秦野市立図書館における閲覧
- (4) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (5) 公共施設再配置推進課における閲覧
- (6) 教育委員会教育総務課における閲覧

**4 意見提出の方法**

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

**5 提出された意見の内容及びその取扱い等**

- (1) 件数等の内訳及び対応状況

運営内容の該当箇所	内容分類	件数	意見への対応区分(※)			
			A	B	C	D
1 施設の構成の概要	既存施設及び概況	2		2		
	施設構成の概要	3		3		
2 施設利用形態	市民開放利用 (個人、団体)	5		3	2	
3 その他	意見募集の時期に 関すること	1		1		
合 計		11		9	2	

(※) 区分

- A：意見等は事業計画等に反映したもの
- B：意見等を事業計画等に反映していくものとするもの
- C：意見等は事業計画等の参考とさせていただくもの
- D：反映することは困難なもの

西中学校等複合施設の整備運営内容に市民から寄せられた意見等一覧

番号	運営内容の該当箇所	内容分類	意見の概要	区分	回答及び対応
1	1 施設の構成の概要	(1) 既存施設及び概況	南側敷地に駐車場を設ける計画となっていますが、プールや生涯学習機能は北側敷地となっています。 その間に中学校校舎があり、南側敷地と北側敷地で挟まれる形となっていますが、南側駐車場から北側の施設まで移動する時に校舎を横切るような印象を受けます。 この利用者動線はどうなっているのでしょうか？不審者等の侵入を防ぐ何らかの方策は担保されているのでしょうか？	B	南側敷地から北側敷地への移動については、校舎西側に市道858号線の歩道を設置して対応する予定です。 また、学校専用通路を設けるなどして、一般利用者とは動線を分離することとしています。
2			複合化と合わせて、市道858号線を内側幅を広げて拡幅した方が使い勝手がいいと思いますが、このような計画はないのでしょうか？	B	複合施設の整備に伴い、歩行者等の安全を確保するため、校舎西側に市道858号線の歩道を設置する予定です。
3		(3) 施設構成の概要	屋内プールは学校機能ではなく、生涯学習機能又は防災機能ではないでしょうか。 益々増える高齢者の健康を維持増進し、健康寿命増進のバックアップするのが市の最大の課題の一つであり、例えば、膝とか腰に不具合がある人の健康増進には、水の力を借りた運動が有効だと思います。 また、防災機能としては、消防士の水難救助訓練の一環として活用できるようにする必要があります。	B	屋内プールについては、老朽化した西中学校の屋外プールを更新するために設置するため、学校機能と考えています。 なお、授業や部活動等の学校活動で使用しない場合には、市民の皆さんに一般開放を予定しています。 また、屋内プールの水を大規模震災時に消防用水として活用することとしますが、救助訓練の場としての活用については、今後、検討したいと考えています。
4			会議室の「和室機能」については、災害時に避難所への転用を考慮するならば、和室機能が必要だと思いますが、しかし、今回の事業の中には、「災害時の避難場所」は、考慮外と思われるので不要と考えます。	B	和室の設置については、利用頻度等を考慮して常設ではなく、和室としても利用できる会議室を設ける予定です。 なお、現在、体育館は大規模災害時の一次避難場所（広域避難場所）、公民館は二次避難場所となっています。 また、公民館については、今年9月から風水害時の避難所と位置付けられました。 これらを踏まえ、新たな複合施設もこれまで同様に広域避難場所及び風水害時の避難所としての機能を維持していく予定です。
5			消防署と西中学校及び西公民館を併設するのであれば、救急車や消防車のサイレンが問題である。防音壁等のような厚さや材質のもので作られるかによっても、騒音上の問題が生まれるか否かが違ってくる。防音壁がないと判断できない問題である。	B	緊急車両出勤時にはサイレンを鳴らし、通行車両や歩行者への注意を喚起することになりますが、サイレン設置の位置や構造を工夫し、学校等への影響の軽減に努めます。

6	4 施設利用形態	(3) 市民開放利用(個人、団体)	<p>予定されている「市民開放施設の管理・運営に関する条例」の施設の設置目的の中に、現在の「秦野市公民館条例」にある「すべての市民に豊かな学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習活動を支援し、促進することを目的」を組み込むこと。</p>	C	<p>複合施設においては、今後、管理運営等に関する事項を定めた条例を制定していきませんが、ご意見はその検討の中で参考としていきたいと考えます。</p>
7			<p>条例内の管理の基準の中で、事業者利用(「付帯事業」との関係で、市民利用が圧迫されないような、具体的な規定を盛り込むこと。</p>	B	<p>基本方針において、付帯事業については、学校が使用しない時間や市民利用の低い時間について、市の承認を得た上で実施することとしていますので、事業者と交わす契約書等において対応していきたいと考えています。</p>
8			<p>現在運用されている「公共施設利用予約システム」をこの複合施設にも適用し、事業者も、このシステムを用い、市民からの抽選予約に先行した予約はしないこと。</p>	C	<p>事業者の付帯事業での利用については、施設の利用状況を踏まえて、市と協議して決定することになりますが、市民開放利用に支障のないよう対応していきたいと考えています。          なお、予約方法のシステムについては、現在、検討しているところです。</p>
9			<p>施設の管理運営を民間企業に丸投げしたのでは、西公民館が、民間企業の施設になってしまい、今までのように市民が利用できなくなってしまうのではないかという危険性がある。今まで西公民館を利用していた市民が、これからも同じように利用できる施設にしてもらいたい。使用料なども同じにしてもらいたい。</p>	B	<p>複合施設の維持管理・運営については、民間事業者が有するノウハウを活用し、新たな講座や教室の実施など、多くのサービスの提供を目的に指定管理者を導入するもので、現在の公民館利用者に支障のないよう努めてまいります。          また、使用料については、他の公共施設と同様としていきたいと考えています。</p>
10			<p>HPで公表された本事業の基本方針には、「指定管理者」となる民間事業者が、利用料を設定・徴収し、この民間事業者の収入となるとしています。          ここで、市民開放施設の料金については、「公の施設の設置管理に関する条例」の範囲で定めるとなっていますが、これに対する市の方針が、何ら提示されていません。利用する市民の立場からすれば、公民館の利用者負担の増加同様、利用料金の設定は大きな問題です。          上記条例で定めるとする「利用料金」の設定の方針を、市は具体的に市民に示すべきと思います。</p>	B	<p>複合施設の利用料金については、他の本市公共施設の利用料金を参考に、条例で定めることとしています。          この範囲内で、指定管理者が市の承認を受けて設定することにしています。</p>

その他	意見募集の時期に関するもの	これから応募してくる「設計企業」、「工事管理企業」、「建設企業」及び「運営企業」が、プランを提案し、具体的な内容が明らかになった段階で、市民からの意見を聞くべきである。	B	<p>従来の仕様発注ではなく、基本的な施設の性能や最終的なサービスの内容・水準等を示し、施設の設計・建設から管理運営まで一括で発注を行い、民間事業者の経験やノウハウ等を活用した提案を募集して事業者を選定する事業手法です。</p> <p>随時、複合施設整備に関する情報を公開し、事業を進めていきたいと考えています。</p>
-----	---------------	--	---	--